

独立行政法人大学評価・学位授与機構組織運営規則（抜粋）

平成16年4月1日

規則第1号

第6章 評価委員会等

（国立大学教育研究評価委員会）

第15条 機構に、国立大学法人法（平成15年法律112号）第35条において読み替えて準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第34条第2項の規定による国立大学法人評価委員会からの要請により行う国立大学等の評価について審議する国立大学教育研究評価委員会を置く。

2 機構長は、機構が行う国立大学等の教育研究評価に関し必要な事項を定めるについては、国立大学教育研究評価委員会の議を経てこれを行うものとする。

3 国立大学教育研究評価委員会は、委員30人以内で組織し、委員は、大学の学長及び教員、大学共同利用機関の長及びその職員のうち専ら研究又は教育に従事する者並びに社会、経済、文化その他の分野に関する学識経験を有する者のうちから、運営委員会の推薦を受けた者について、機構長が評議員会の意見を聴いて任命する。

4 国立大学教育研究評価委員会に、機構が行う国立大学等の教育研究評価に関し専門の事項を調査するため、専門委員を置く。

5 専門委員は、大学の教員並びに機構の教授その他専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、機構長が運営委員会の意見を聴いて任命する。

6 委員、専門委員は非常勤とする。

7 委員、専門委員の任期その他国立大学教育研究評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、機構長が運営委員会の意見を聴いて別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。